

山梨県公報

第二千二百三十四号

平成二十四年

六月七日

木曜日

目次

告示

建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………三二七

有害図書類の指定……………三二七

公告

落札者の決定について……………三二八

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………三二八

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三二九

教育委員会

使用料の収納事務の委託(二件)……………三二九

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………三二九

告示

山梨県告示第二百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月七日

山梨県知事

横

内

正

明

一 指定の年月日

平成二十四年六月七日

二 指定道路の位置

笛吹市御坂町夏目原字鍬柄田千二百九番五

三 指定道路の幅員

四・三五メートル

四 指定道路の延長

三十四・五二メートル

山梨県告示第二百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月七日

山梨県知事

横

内

正

明

一 指定の年月日

平成二十四年六月七日

二 指定道路の位置

南都留郡富士河口湖町船津字猫穴三五一八番三、三五一八番六、三五一八番七、三五一九番五、三五一九番七、三五一九番八

三 指定道路の幅員

最大五・〇メートル 最小四・〇メートル

四 指定道路の延長

三一・九三メートル

山梨県告示第二百十五号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十四年六月七日から施行する。

平成二十四年六月七日

山梨県知事

横

内

正

明

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名	称	発行所
原色文学五月増刊号	人妻「欲情」劇場	光彩書房
原色文学 平成二十四年四月号		光彩書房
実話時代五月号		メディアポニー
miniBerry vol. 2		秋水社

恋愛熱情 ラブパッション 五月号	一水社
恋愛宣言 PINKY VOL. 12	秋水社
裏モノJAPAN六月号	鉄人社
裏ネタJACK六月号	株式会社ダイアプレス

二 指定する理由
著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
人事給与福利厚生システム保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画県民情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十四年三月二十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社YSK e com 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 落札金額
七千五百二十二万二千元
- 六 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- 七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第七条の規定による公告を行った日

平成二十四年三月五日

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人こわせ
2 代表者の氏名 藤巻政寛
3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市脈岡町強瀬四百七十八番地
4 定款に記載された目的
この法人は、障害者福祉施設を設置、運営することにより、障害を持つ人々に対して、社会参加の場を提供し、創作的活動や文化活動を通して、福祉の向上と、地域の福祉意識の高揚に寄与する事を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年五月二十九日から同年七月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年五月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人山ゆり大月
2 代表者の氏名 久根口 潔
3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市大月町花咲千四百四十番地五
4 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者等に対して、障害者自立支援法に則り事業を行い就労の

支援や日常生活等の支援を行い通所者の自立と社会参加を図り障害者とその家族が地域において普通の生活が出来るような地域福祉の発展と充実に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年五月三十日から同年七月二十九日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人楽しく笑って人生を過ごす山梨手話の会

2 代表者の氏名 遠藤なおみ

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市玉川千四百四番地五

4 定款に記載された目的

この法人は、広く社会の人々に対して、手話の普及を行い、聴覚に何らかの障害を持った方々があらゆる場面で臆することなく人生を謳歌できる社会作りを促進するとともに、聴覚障害への理解を深める活動を行うことにより、全ての人々が等しく安心して生活できるノーマライゼーション社会の推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年五月三十日から同年七月二十九日まで

教育委員会

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十四年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町

二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十四年六月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

二 委託に係る使用料

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料

三 委託の期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般
県 立 函 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館

職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年六月七日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

職員勤務時間の特例に関する規程（昭和四十六年山梨県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（県立図書館に勤務する職員に関する特例の適用の停止）

2 別表県立図書館に勤務する職員の項の規定は、平成二十四年六月十二日から同年十一月十日までの間、その適用を停止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。